(注)

1　この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

［削る］

［削る］

2　ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

様式第４

設　備　区　分　別　費　用　明　細　表

（単位　円）

	営業費	うち貸倒損失
［略］		
第一種指定設備管理部門計		
一般第一種指定設備		
特別第一種指定設備		
［略］		
公衆電話設備		
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		
うちルーティング伝送機能に係るもの		
［略］		

(注)

1　この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2　メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

3　ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4　ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

様式第４

設　備　区　分　別　費　用　明　細　表

（単位　円）

	営業費	うち貸倒損失
［同左］		
第一種指定設備管理部門計		
一般第一種指定設備		
特別第一種指定設備		
［同左］		
公衆電話設備		
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		
うちルーティング伝送機能に係るもの		
［同左］		
［同左］		